

## 大会競技規則（競技の条件、ローカルルール、注意事項）

(2017年)

神奈川県ゴルフ協会が主催する競技においては、(公財)日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則（以下「規則」という）と、以下の競技の条件およびローカルルールを適用する。  
※赤字は変更・追加箇所。

### 【競技の条件】

#### 1. 参加資格

競技者は競技規定に定められた特定の競技への資格要件を満たさなければならない。

#### 2. 委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

#### 3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1 a』を適用する。

#### 4. 使用球の規格

競技者の使用球は、日本ゴルフ協会発行の最新の公認球リストに記載されているものでなければならない。この条件の違反の罰は競技失格。

#### 5. プレーのペースについて（規則 6-7）

スロープレー（規則 6-7）に対する罰は次のようにする。

初回の違反：警告

2回目の違反：1打

3回目の違反：2打

その後更に同じ違反があった場合：競技失格

#### 6. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、規則 6-8b、c、dにしたがって処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格（規則 6-8b 注）。

(3) プレーの中断と再開の合図について

「通常のプレー中断」「険悪な気象状況による即時中断」「プレーの再開」いずれの場合も、競技本部より競技委員またはキャディーを通じて競技者に連絡する。

#### 7. ホールとホールの間での練習

ホールとホールの間では、競技者はプレーを終えたばかりのホールのグリーンの上やその近くではどのような練習ストロークもしてはならない。この条件の違反の罰は、次のホールに2打。

#### 8. 移動

付属規則 I (B) 8 を適用する。ただし、委員会が別途認めた場合は、乗用カートに乗ることができる。

#### 9. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は付属規則付 I (B) 2 を適用する。ただし、ジュニア競技については委員会が別途定める。

#### 10. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、競技者が金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

#### 11. タイの決定

タイの決定方法は、該当する競技規定に定める。

#### 12. 競技終了時点

競技委員会が作成した成績表に委員長の確認・署名が行われた時点をもって競技終了とみなす。

### 【ローカルルール】

#### 1. アウトオブバウンズ（規則 27-1）

アウトオブバウンズは白杭の内側の地表レベルの点で定められる（定義 40「アウトオブバウンズ」参照）。競技者の打球が目的ホールの白杭を結ぶ線を越えて隣接ホールに止まった場合はアウトオブバウンズとする。

## 2. ウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード（規則 26-1）

ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は、線がその限界を標示する。

## 3. 修理地（規則 25-1）

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する（プレー禁止区域とする）。競技者は規則 25-1 b (i) を適用しなければならない。本項の違反の罰は 2 打。

パッティンググリーン前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、規則 25-1 b の救済を受けることができる（スタンスへの障害は除く）。

## 4. 動かさない障害物（規則 24-2）

- (a) 排水溝
- (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす）。
- (c) 障害物によって囲まれた花壇はその障害物の一部とみなす。
- (d) 動かさない障害物と白線でつながれている区域（その動かさない障害物の一部とみなす）

## 5. コースと不可分の部分

- (a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きつけたり、密着させてあるもの。
- (b) 小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域。
- (c) ウォーターハザード内にある人工の壁や杭でできた構造物。

## 6. パッティンググリーン上の芝張り替え跡

パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則 16-1 c に基づき修理することができる。

## 7. 恒久的な高架ケーブル

球が恒久的な高架の電線、電話線、あるいはケーブルに当たった場合、そのストロークは取り消され、競技者は規則 20-5（前のストロークをした箇所から次のストロークをする場合）にしたがって、罰なしに、初めの球をプレーした箇所のできるだけ近くから球をプレーしなければならない。球がすぐに取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。

例外：ケーブルを支えるための地面から立ち上がった構築物にストロークした球が当たった場合は、再プレーを行ってはならない。

## 8. 電磁誘導カート用軌道

電磁誘導カート用の 2 本のコンクリート軌道及び軌道間はプレー禁止の修理地とし、その上に球がある場合、競技者は規則 25-1 b (i) を適用しなければならない。但し、スタンスのみが障害となる場合は、そのままプレーすることができる。本項の違反の罰は 2 打。

## 9. 目的外のパッティンググリーン

規則 25-3 「目的外のパッティンググリーン」には「カラーを含む」ものとする。本項の違反の罰は 2 打。

## 10. 止まっている球が動かされた場合

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーは規則 18-2、18-3、そして規則 20-1 に規定されている通りにリプレーされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

## 【注 意 事 項】

- ① 競技の条件またはローカルルールに追加、変更のあるときはスタートに掲示して告示する。
- ② 悪天候等により委員会が競技途中中止を決定した場合、9 ホール終了時点で競技を成立させることがある。
- ③ スタート時刻 30 分前までには必ず受付を完了すること。遅れた場合出場できない場合がある。
- ④ 打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 箱または 1 コインを限度とする。
- ⑤ アプローチ練習場の使用は禁止する。
- ⑥ プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当に空けないこと。特にパッティンググリーン上の旗竿の取り扱いには、競技者同士で協力して行うこと。
- ⑦ 競技の条件 10 項において規制されるシューズ以外でも、グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とする。
- ⑧ コース内に練習器具の持ち込みを禁止する。また、補助ゴルフバッグの持ち込みを禁止する。
- ⑨ コース内でのスマートフォン及び携帯電話など通信機器の使用を禁止する。
- ⑩ キャディバッグは 9.5 インチ以内、重量は 12kg 以内とする。
- ⑪ 開催コースのドレスコードを順守すること。クラブハウス入場時は必ず上着を着用すること。
- ⑫ **クラブハウス内指定場所以外での持ち込み飲食を禁止する。**
- ⑬ 競技委員会は、競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加を取り消すことができる。

※上記注意事項を順守できない場合、競技失格とすることがある。